

9月 荒川区相続と不動産無料相談会

家族の相続問題と不動産問題を一挙に相談できる相談会です!!

荒川区在住の方・会場のお近くにお住まいの方は、これを機にどうぞお気軽にご来場ください。当日その場で依頼可能です!

2日間限定! 専門家が不動産や相続のお困りごとの相談をお受けします!!

司法書士・税理士・宅地建物取引士・不動産コンサルタントが荒川区に集結!!



税理士 千葉実

税理士 根生隆行

司法書士 関良太

不動産コンサルタント 岩佐和幸

宅地建物取引士 村井美奈子

相続(手続き・税金・対策)・不動産(売却・管理・活用)に関する不安・疑問・要望はございませんか?

- 相続税がいくらかかるのか把握したい
- 相続登記を相談・依頼したい
- 生前にできる相続対策について相談したい
- 賃貸経営のトラブルや管理方法の相談をしたい
- 不動産問題(借地・底地/共有/空き家/売却)の相談をしたい
- 予定している遺産相続が相続税に及ぼす影響を知りたい
- 相続税申告をお願いしたい
- 家族信託の活用方法を教えてほしい

開催日時 9/1日 10:00~17:00 [最終受付:16:00]

サンパール荒川

4階 第3集会室

東京都荒川区荒川1-1-1
● 都電荒川線「荒川区役所前」より徒歩2分



開催日時 9/2日 10:00~17:00 [最終受付:16:00]

ムーブ町屋

4階 会議室

東京都荒川区荒川7-50-9 センターまちや4F
● 東京メトロ千代田線「町屋駅」0番出口より徒歩1分



遺言・家族信託

相続税申告

不動産の問題

賃貸経営・建て替え

遺産分割のご相談

相続手続

注目 4月1日から開始しました! 相続登記義務化!

- 相続した不動産の登記をしないとどうなるの? 不動産を相続した場合、その相続を知ってから3年以内に相続登記をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- 100万円以下の土地は免税措置対象になる? 現在、100万円以下の土地を相続登記する場合、登録免許税の「免税措置」が実施されています。是非ご相談ください。

注目 生前贈与にかかる税金のルールが変わりました!

- どういうルールになったの? 2024年1月以降の贈与から生前贈与加算の対象を死亡日前の3年間から7年間に延長することが決定。相続時精算課税に年110万円控除の新制度も導入されました。
- 贈与税の申告は難しいの? 対象者のうち、申告漏れ・誤った申告の割合は93.9%※! ペナルティとして追徴課税が掛かることも... そうならない為にも、専門家に相談して円滑な贈与計画を考えてみませんか? ※令和4事務年度における相続税の調査等の状況(国税庁)

- 相談員
- 司法書士 / 関 良太 (東京司法書士会所属)
 - 税理士 / 根生 隆行 (東京税理士会所属)
 - 税理士 / 千葉 実 (東京税理士会所属)
 - 宅地建物取引士 / 村井 美奈子
 - 不動産コンサルタント / 岩佐 和幸

お問い合わせ・ご予約 【受付時間】9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※土日祝もお気軽にお電話ください。

0120-057-666

WEB予約はコチラから▶

右記QRコード(相談会予約専用サイト)から、希望日時を選択しご予約ください。



相続・税金・不動産のお悩み解決します!!

家族信託・遺言

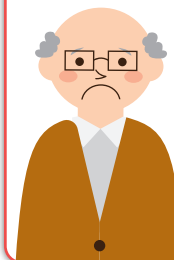


有効な遺言書を作りたい。認知症への対策を行いたい。今話題の家族信託って何？

ご自身で遺言書作成をする際は注意が必要です。亡くなった後、ご遺族の方が困らない作成方法のアドバイスをいたします。また、今話題の家族信託についてもご相談可能です。家族信託に精通した専門家がお話を伺いますので、お気軽にご来場ください。



所有不動産の活用



相続した不動産の上手な活用方法を教えてほしい。

現在、所有している不動産や相続予定の不動産についてどうされるかお決まりですか？「いい活用方法は？」「処分した方がいいのか？」について、当相談会では、**税務や不動産相場など様々な視点からご提案**することが可能です。この機会にぜひ、ご相談ください。



相続税



相続税の申告だけでなく、将来の相続をふまえた相談をしたい。

相続は、家族関係の問題と財産の問題が複雑に絡まる上に、税金のことも気になるとても難しい問題ですよね。**どんな備えが必要なのか、何から取り組んだらいいのか、相続税に詳しい税理士へこの機会にご相談してみませんか？**



遺産分割のご相談



子どもたちが揉めないように分けたい。何かいい方法はあるの？

不動産は分けにくい財産です。共有で相続することは問題の先延ばしになってしまい、後々、子どもたちが揉めてしまうケースもあります。**遺言書作成や納税資金確保など、どんな対策方法があるのか**専門家にご相談ください。勿論、**不動産の売却のご相談も承っております。**



不動産売却



住まなくなった不動産は売却した方がいいのか？

住まなくなった不動産を放置していると、**売却時の譲渡所得の特別控除などの優遇措置が受けられなくなるケースもあるので、早めに対処することが大切です。**また、売却したくても相続の遺産分割協議が終わっていなかったり、権利関係の調整が必要など、すぐに売却できるとは限りません。**事前準備の段階から売却のサポートをいたします。**



相続手続き



相続手続きって何から手を付ければいいのか分からない。名義変更の仕方が分からない。

相続が開始されると**名義変更・登記・相続税申告・役所への各種手続き**が必要となります。また、**期間に制限のあるものや複雑な手続きが必要なもの**もあります。当相談会では、ご相談者様一人ひとりに合わせた**オーダーメイドの相続手続きプラン**をご提案いたします。※各種専門家と提携



相続安心
相談
グループ

司法書士杉並第一事務所 東京都杉並区西荻北3-1-8エステート西荻408
根生隆行税理士事務所 東京都千代田区九段北1-4-4九段下FASNビル5F
あさひ税理士事務所 東京都豊島区池袋2-36-1 7F-4
株式会社エスリアン不動産営業部 東京都渋谷区恵比寿1-18-18 東急不動産恵比寿ビル5F

お問い合わせ・ご予約 [受付時間] 9:30~19:00 (土日祝は18:00迄) ※土日祝もお気軽にお電話ください。



0120-057-666

WEB予約は
コチラから

右記QRコード
(相談会予約専用サイト)
から、希望日時を選択し
ご予約ください。

QR